

一般社団法人 広島県銀行協会 定款

平成 24 年 4 月印行

目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	社 員	1
第4章	社 員 総 会	3
第5章	役 員	4
第6章	理 事 会	6
第7章	会 計	7
第8章	定款の変更及び解散	7
第9章	公告の方法	8
第10章	事 務 局	8
第11章	雑 則	8
第12章	附 則	8

一般社団法人 広島県銀行協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人広島県銀行協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を広島県広島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、手形交換、銀行とりひき相談、一般経済の活性化及び社会健全化に関する事業を行い、一般経済及び社会の発展と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡、連携
- 二 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- 三 手形交換制度の整備改善及び広島手形交換所の設置、運営
- 四 苦情、相談処理に係る銀行とりひき相談所の設置、運営
- 五 金融並びに経済に関する調査及び研究
- 六 中小企業等に対する金融の円滑化に資する活動
- 七 金融犯罪の防止に関する企画及び社員等に対する支援
- 八 反社会的勢力介入排除に関する関係省庁等との連携及び社員等に対する支援
- 九 社員の職員等に対する研修及び支援
- 十 金融機関関係者相互の親交、連絡及びそのための施設の設置、運営
- 十一 社会貢献活動への参加
- 十二 その他本協会の目的を達成するため必要と認める事項

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会は、広島県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第 6 条 本協会の社員になろうとする銀行は、理事会の定めるところにより申込をし、その承

認を受けなければならない。

(加入金及び会費)

第 7 条 本協会の社員は、加入金及び会費を支払う義務を負う。

2 加入金及び会費の算出基準は、社員総会において定める。

3 既納の加入金及び会費は返還しない。

4 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を得て臨時会費を徴収する。

(任意退社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、社員総会の 1 週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 この定款その他の規則に違反したとき。

二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 第 5 条の資格を喪失したとき。

二 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

三 広島手形交換所における交換手形等の決済資金に係る不足金の払込又は返還手形等の代り金の支払を行わないとき。

四 総社員が同意したとき。

五 破産の宣告を受けたとき。

六 解散又は合併により消滅したとき。

2 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行

二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行

三 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 項第一号又は第六号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行

四 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 項第一号又は第六号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第 4 章 社 員 総 会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 113 条第 1 項にもとづく役員等の責任の一部免除及び限定
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 理事会において社員総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集の通知は、社員総会の日々の 1 週間（書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間）前までに発する。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときは、その社員総会において出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 役員等の責任の一部免除及び限定
- 四 定款の変更
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

(書面等による議決権行使、議決権の代理行使等)

第 19 条 止むを得ない事由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のなかから、議長が指名した議事録署名人 1 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 本協会に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上 11名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 理事のうち 1 名を会長、1 名を専務理事とする。

4 前項の会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者（当該社員の代表として本協会に対してその権利を行使する者をいう。以下同じ）の中から選任する。ただし、理事 1 名及び監事 1 名は社員の代表者以外の者から選任することができる。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、理事会の決議によって社員の代表者以外の理事から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、本協会の業務を分担執行する。
 - 3 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
 - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(責任免除又は限定)

- 第 27 条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。
- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 114 条第 1 項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 3 第 1 項にかかわらず、本協会は、外部役員との間で、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において

定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び専務理事の選定及び解職
- 四 その他定款に別に定める職務

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集の通知は、理事会の日の 1 週間前までに発する。

4 前項の規定にかかわらず、すべての理事及び監事の同意がある場合には、その招集の手続を省略することができる。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 23 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 公益目的支出計画実施報告書
- 四 貸借対照表
- 五 正味財産増減計算書
- 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 七 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号、第五号及び第七号の書類については、定時社員総会に提出し、第一号及び第三号の書類についてはその内容を報告し、第四号、第五号及び第七号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 38 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 40 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 44 条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

(その他)

第 45 条 本協会の前身である広島銀行集会所において決議した事項は、本協会の決議事項として承認する。

第 12 章 附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は角廣勲、業務執行理事は早川正彦とする。
- 3 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。

昭和20年12月 5日	制 定
昭和25年 7月27日	変 更 認 可
昭和31年 5月16日	変 更 認 可
昭和37年10月23日	変 更 認 可
昭和39年11月 1日	変 更 認 可
昭和53年 6月 6日	変 更 認 可
昭和58年 4月26日	変 更 認 可
昭和59年 8月20日	変 更 認 可
平成 元年 1月20日	変 更 認 可
平成 元年 6月 2日	変 更 認 可
平成 2年 5月 8日	変 更 認 可
平成 6年 4月26日	変 更 認 可
平成 9年 9月10日	変 更 認 可
平成14年 3年14日	変 更 認 可
平成14年10月24日	変 更 認 可
平成15年 3月12日	変 更 認 可
平成18年 9月14日	変 更 認 可
平成24年 4月 1日	移 行 認 可